

**養子（単身者）が養親夫婦の死亡後、
養親夫婦双方と離縁をする場合**

養子離縁届

平成29年12月1日届出

石川県珠洲市長殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日				
第 号					
送付 平成 年 月 日	長印				
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないください。
届書は1通で結構です。
この届書を本籍地でない市区町村に出すときは、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も必要です。
養子が十五歳未満のときは、離縁後に法定代理人となる人が署名押印してください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
裁判離縁、死亡した者との離縁のときは、次のものがが必要です。
調停離縁 調停調書の謄本 認諾離縁 認諾調書の謄本
審判離縁 審判書の謄本と確定証明書 判決離縁 判決書の謄本と確定証明書
和解離縁 和解調書の謄本 死亡した者との離縁 許可の審判書の謄本と確定証明書

日中連絡のとれるところ
電話 (0768) 82-2222
自宅 勤務先 呼出(方)

字訂正
字加入
字削除
届出印

字訂正
字加入
字削除
届出印
証人印

(よみかた)	養 子	
	いしかわ たろう	
氏 名	養子 氏 名 石川 太郎	養女 氏 名
生 年 月 日	平成29年10月31日	年 月 日
住 所	石川県珠洲市上戸町北方1字6番地2号	
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 石川 太郎	
本 籍	石川県珠洲市上戸町北方一字6番地2号	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 石川 太郎	
父 母 の 氏 名	父 珠洲 一郎	続柄 父
父 母 と の 続 柄	母 珠洲 花子	続柄 母
離 縁 の 種 別	協議離縁 年 月 日成立 和解 年 月 日成立 調停 年 月 日成立 請求の認諾 年 月 日認諾 審判 年 月 日確定 判決 年 月 日確定 死亡した者との離縁 平成29年11月25日許可の審判確定	
離 縁 後 の 本 籍	もとの戸籍にもどる ❷新しい戸籍をつくる 養子の戸籍に変動がない 石川県珠洲市上戸町北方一字6番地2番 筆頭者の氏名 珠洲 太郎	
届 出 押 印	石川 太郎 印	印

(よみかた)	養 親	
	いしかわ さぶろう	いしかわ あきこ
氏 名	養父 氏 名 亡石川 三郎	養母 氏 名 亡石川 明子
生 年 月 日	昭和35年4月21日	昭和40年2月20日
住 所	番地 号	
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名	
本 籍	石川県珠洲市飯田町二部57番地	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 石川 三郎	
そ の 他		
届 出 押 印	養父 印	養母 印

届 出 人

(離縁する養子が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)

資 格	離縁後の親権者(父 養父) 未成年後見人	離縁後の親権者(母 養母) 未成年後見人
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 筆頭者の氏名	番地 筆頭者の氏名
署 押 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

証 人

(協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です)

署 押 印	能登 四郎 印	石川 里美 印
生 年 月 日	昭和42年8月3日	昭和53年5月21日
住 所	石川県珠洲市野々江町 7部4番地 番 号	石川県珠洲市宝立町鶴飼 6字9番地 番 号
本 籍	石川県珠洲市野々江町 ヤ部63番地 番	石川県珠洲市宝立町鶴飼 六字9番地 番

住定年月日 . .